

厚生労働省発感 0229 第 1 号
令和 6 年 2 月 29 日

各 検疫所長 殿

厚生労働事務次官
(公印省略)

「検疫所長等制服貸与規程の制定について」の廃止について（通知）

検疫所長等制服の貸与については、「検疫所長等制服貸与規程の制定について」（昭和35年4月8日付け厚生省発衛第170号）の「検疫所長等制服貸与規程」により運用されているところであるが、今般、検疫所長等制服の貸与に係る通知体系を整理し、同通知を令和6年3月31日限りで廃止することとする。

なお、同通知の廃止に伴う必要な経過措置及び今後の検疫所長等制服の貸与に係る取扱いについては、「検疫所長等制服の貸与に係る取扱いについて」（令和6年2月29日付け感発 0229 第 1 号）に基づく運用をお願いします。